解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

静岡県静岡市葵区栄町四番地の一〇　静岡栄町ビル内

静岡県中部機械工業厚生年金基金

代表清算人　坪井　邦俊

解散公告（第一回）

当医療法人は、平成二十八年三月三十一日をもって蒲郡東部病院を廃止いたしました。これに伴い定款の定めにより医療法人互生会を同日をもって解散いたしましたので、当医療法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢四五ノ二

医療法人互生会

清算人　小林　芳昭

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目二番八号

大阪木津地方卸売市場南棟二Ｆ

大阪料飲サービス業厚生年金基金

代表清算人　松本　孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日に社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

福岡市中央区高砂一丁目二番四号Ｃ－ＳＡＢＬＥビル一〇一号　医療法人福岡ＥＮＴ

清算人　河野もと子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

埼玉県新座市野火止四丁目五番一七号

宗教法人観音寺

清算人　柏葉　秀雲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年二月二十六日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

東京都千代田区内神田二丁目二番一号鎌倉河岸ビル二階

医療法人社団隆光会

清算人　松本　隆正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

岐阜県養老郡養老町岩道一七四番地

常性寺

清算人　安田　廣昭

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目四一番二〇号機缶健保会館　ＪＳＫものづくり厚生年金基金

代表清算人　宇津野和俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七一一三―四

清算法人徳之島土地改良区

清算人代表　高岡　秀規

配当公告

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目五番一五号

破産者　湘樺実業有限会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十七年（フ）第九一二九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九五四、〇二四、七二三円

一、配当することのできる金額

金一二九、五九八、八六五円

平成二十八年五月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目八番一号ＫＤＤＩ大手町ビル一九階ときわ法律事務所

破産管財人　弁護士　綾　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区琴似三条五丁目六四二番地、最後の住所札幌市西区琴似三条五丁目三番四八号　被相続人　亡　千歳　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

札幌市中央区大通西一一丁目大通藤井ビル六階　弁護士法人佐々木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田　友洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市川内町二丁目九七六番地、最後の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美三二七六番地五　クレイン東邦　被相続人　亡　**今**泉　カネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

群馬県太田市安良岡町二四二―二太陽ビル二階東

相続財産管理人　弁護士　中山　弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市中樋遣川一七五四番地、最後の住所埼玉県加須市中樋遣川一七三九番地三　被相続人　亡　熊倉　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一〇番一号グローバル高砂三〇一　小宮法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小宮　圭香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡美里町大字阿那志一七九七番地、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字阿那志一七九八番地二　被相続人　亡　沢野　定男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区玉川三丁目一八〇三番地、最後の住所神奈川県大和市林間二丁目六番一―一一三号　被相続人　亡　針谷　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

横浜市中区弁天通五―七〇　損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル三階

相続財産管理人　弁護士　市川　統子